

新型コロナウイルス感染拡大の影響による家計急変でお困りの方へ

相愛大学では、この度の新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業や失業等により、家計急変したことで、学費納入でお困りの方に以下の制度をご案内しております。

①学費納入の延納・分納の申請ができます。

昨今の情勢を鑑み、今年度において延納・分納の手続き・納付については以下の通りとします。

授業料等学費が5月15日の期日までに納入できない場合は、「延納願」あるいは「分納願」を申請することで、納入期限を8月31日まで延長、または3回に分けての納入（6月20日、7月31日、8月31日）が可能となります。延納または分納を希望する場合は、6月15日までに、ポータルサイトから「延納願」または「分納願」をダウンロードして、手続きをしてください。なお、延納と分納の併用はできません。どちらを選んでいたとしても、完納日は8月31日となります。

詳細は以下のホームページをご覧ください。

◆提出期限：6月15日(月)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う授業開始日の延期に伴い郵送（締切日）での提出を受付いたします。

◆学費の延納・分納手続き詳細 HP

相愛大学ホームページ→在学生の方→学生生活支援→学費に関すること

<https://www.soai.ac.jp/students/support.html>

②給付奨学金（家計急変）＜国の修学支援新制度＞があります。

家計急変奨学金（国の修学支援新制度 対象：学部生）は随時受付をされています。

新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合、「生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」に類するものとして取り扱われます。

詳細は、以下をご確認ください。

◆日本学生支援機構 奨学金詳細 HP

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援

（申請は原則として急変事由発生日から3か月以内に申し込む必要があります。）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

③相愛学園奨学貸与金制度があります。

授業料の支弁がやむを得ず困難となった場合、月額 50,000 円を 1 年間、無利子で貸与する貸付金制度があります。返還は 1 年に 2 度の均等割で、10 年以内に終了しなければいけません。まずは学生支援センターにご相談ください。

◆相愛学園奨学貸与金（詳細は以下のホームページをご覧ください。）

相愛大学ホームページ→在学生の方→学生生活支援→奨学金一覧・詳細

<https://www.soai.ac.jp/students/support.html>

④その他

◆国の教育ローン（日本政策金融公庫）

<http://www.jfc.go.jp/>

①についてのお問い合わせ

相愛大学 教学課

TEL：(06) 6612-5904

E-mail：univ@soai.ac.jp

②③についてのお問い合わせ

相愛大学 学生支援センター

TEL：(06) 6612-5932

E-mail：gakusei@soai.ac.jp